タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	神　義久	北海道札幌市厚別区	神TAXI営業所	北海道札幌市厚別区	R5. 10. 2	輸送施設の使用停止（60日車）	道路運送法第27条第3項	令和5年5月11日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）	6	6
	以下余白									